

社会福祉法人行雲役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人行雲（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定にもとづき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

（1）常勤役員等（役員のうち当法人を主たる勤務場所とする者）については、業務に応じた報酬を支給する。

（2）非常勤役員等（役員のうち常勤役員等以外の者）については、業務に応じた報酬を支給する。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第1-1または1-2に定める額
- （2）通勤手当については、職員給与規程第27条の規程に準ずる額
- （3）職務のため出張した時の旅費については、別表第3に定める額
- （4）退職金については、10年以上役員を務めるなど、特別な功労がある場合には、退職功労金として上限150万円として支給することができるとする。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第1-3または別表第2に定める額
- （2）職務のため出張した時の旅費については、別表第4に定める額
- （3）退職金については、10年以上役員を務めるなど、特別な功労がある場合には、退職功労金として上限150万円として支給することができるとする。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月 25 日とする。

ただし、その日が休日に当たる時は、職員給与規程第 6 条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による役員等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事及び評議員に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度支給する。

(2) 監事に対する報酬等は、毎月 25 日に支給する。ただし、その日が休日に当たる時は、職員給与規程第 6 条に準じた日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、一計算期間の日数を「年間所定労働日数÷12」として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げて計算する。

(公表)

第 9 条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、法人設立認可の日に遡って適用する。

この規程は令和7年6月19日より施行する。

別表1-1（常勤役員等*の報酬）*当法人職員を兼務しない場合

役職名	報酬の額
理事長	無報酬
業務執行理事	無報酬
理事	無報酬

別表1-2（当法人職員を兼務する常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	無報酬
業務執行理事	無報酬
理事	無報酬

別表1-3（非常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	報酬なし
業務執行理事	報酬なし
理事	日額 10,000 円

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

用務	報酬の額(1日)	報酬の額(半日)
評議員会への出席	無報酬	無報酬
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	無報酬	無報酬

（2）理事

用務	報酬の額(1日)	報酬の額(半日)
理事会等会議への出席	無報酬	無報酬
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	無報酬	無報酬

※当法人職員を兼務する常勤役員等は上記報酬額支給の対象としない。

（3）監事

用務	報酬の額(1日)	報酬の額(半日)
理事会・監事会等会議への出席	無報酬	無報酬

施設監査等への出席	無報酬	無報酬
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	無報酬	無報酬

別表 3（常勤役員等の旅費）

交通費	宿泊費	日当	その他
実費	実費	無報酬	実費

別表 4（非常勤役員等の旅費）

交通費	宿泊費	日当	その他
実費	実費	無報酬	実費